

文京区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

平成30年3月26日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	上	田	由	紀子

平成29年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査を平成29年度財政援助団体等監査実施要領に基づき下記のとおり実施した。

1 監査の実施期間

平成29年12月11日から平成30年2月28日まで

2 監査の対象及び実施日

- (1) 平成28年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体
- (2) 平成28年度に区の出資が継続中で、出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体
- (3) 平成28年度の公の施設の指定管理者
- (4) 上記団体等を指導監督する区の所管課

上記の条件を満たす団体のうち、財政援助団体等監査実施標準（平成19年10月26日監査委員決定）に基づき、以下の団体を選定し、実地監査又は書面監査を実施した。

【書面監査】

	監査対象団体名等	監査の対象	所管課	監査実施期間
1	社会福祉法人 福音会 (文京白山の郷)	補助金等 交付団体	福祉政策課	平成29年12月11日 ～ 平成30年1月31日
2	文京区私立幼稚園連合会	補助金等 交付団体	幼児保育課	
3	社会福祉法人 あしたばの会 (たんぽぽ保育園)	補助金等 交付団体	幼児保育課	
4	株式会社 こどもの森 (まなびの森保育園茗荷谷、本駒込プ チ・クレイシュ)	補助金等 交付団体	幼児保育課	
5	社会福祉法人 三幸福社会 (こころの保育園文京西片)	補助金等 交付団体	幼児保育課	
6	株式会社 WITH (保育所まあむ東大前園)	補助金等 交付団体	幼児保育課	

7	株式会社 モニカ (モニカ茗荷谷)	補助金等 交付団体	幼児保育課	
---	-------------------	--------------	-------	--

【実地監査】

	監査対象団体名等	監査の対象	所管課	実地監査日
1	文京区役所職員互助会	補助金等 交付団体	職員課	平成30年1月10日
2	社会福祉法人 文京区社会福祉協議会	補助金等 交付団体	福祉政策課	平成30年1月12日
3	社会福祉法人 文京槐の会	補助金等 交付団体	障害福祉課	平成30年1月16日
4	社会福祉法人 復生あせび会 (文京地域生活支援センターあかり)	補助金等 交付団体	予防対策課	平成30年1月22日
5	株式会社 テンダーラビングケアサービス (テンダーラビング保育園千駄木)	補助金等 交付団体	幼児保育課	平成30年1月24日
6	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (目白台交流館、目白台第二児童館)	指定管理者	区民課 児童青少年課	平成30年1月30日
7	肥後細川庭園パークアップ共同体 (肥後細川庭園)	指定管理者	みどり公園課	平成30年1月31日
8	公益財団法人 文京アカデミー	補助金等 交付団体 指定管理者 出資団体	アカデミー 推進課	平成30年2月7日

3 監査の観点

監査の対象ごとの主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 補助金等交付団体

《対象団体》

ア 補助金等の交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

イ 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

- ウ 補助金等に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。
 - エ 補助金等の算定は適正に行われているか。
 - オ 補助金等が補助金等対象事業以外に流用又は不正に使用されていないか。
 - カ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - キ 精算報告は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還等は適時に行われているか。
- 《所管課》
- ク 補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。
 - ケ 補助金等交付要綱は整備されているか。
 - コ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確にされているか。
 - サ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。
 - シ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等により適正になされているか。
 - ス 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 出資団体

《対象団体》

- ア 定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
 - イ 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
 - ウ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。
 - エ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 《所管課》
- オ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
 - カ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

(3) 公の施設の指定管理者

《対象団体》

- ア 協定、仕様書、関係法令等に従い、信義誠実の原則に基づいて管理業務がなされているか。
- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。
- ウ 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- エ 個人情報保護等の情報管理体制に遺漏はないか。

《所管課》

- オ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
- カ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。

キ 協定は適切に締結されているか。

ク 指定管理者の管理運営について、評価、検証は適切に行われているか。

4 監査の方法

(1) 書面監査（補助金交付団体）

《対象団体・所管課》

監査調書、補助金等交付根拠規程、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

(2) 実地監査

ア 補助金交付団体及び出資団体

《対象団体》

団体の概要、定款、規約、規程等の提出を事前に求め、監査当日はあらかじめ指定した監査場所において、補助金等の執行状況について団体の会計帳簿や証拠書類等との突合を行った。併せて関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

《所管課》

監査調書、補助金等交付根拠規程、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を事前に求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

イ 公の施設の指定管理者

《対象団体》

団体の概要、定款、規程等の提出を事前に求め、監査当日において、管理業務内容及び管理業務に関する出納その他の関係書類の突合を行った。併せて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

《所管課》

事前に監査調書、公の施設の指定管理者の指定の手續に係る関係書類、基本協定書、平成28年度協定書、当該団体から区に提出された各種報告書等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

第2 監査の結果

監査の対象となった団体が受けた財政的援助等に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況並びに所管課における財政的援助等の手續及び内容については、おおむね適正になされていると認められた。しかし、一部に指摘事項があったので、各団体及び所管課において講じた措置について報告されたい。併せて、所管課においては、団体に対する指摘事項を踏まえ、類似の問題が再発しないよう、適切な指導監督及びチェック体制の強化、改善に努められたい。

同時に付した意見・要望事項については、今後の事務処理にあたり検討された

い。その他、諸帳簿、関係書類等における記入漏れや軽微な誤記など、注意、改善すべき事項については監査の際、その都度口頭等により指導した。

また、複数の所管課において、協定書や要綱により定められた財政援助団体等から受けるべき各種報告書等に不足や不備があるにもかかわらず確認が不十分なものがあつた。補助金等関係書類の確認の遺漏は、支出の誤りにも繋がりがねず、所管課はこれまで以上に、提出された書類の確認や管理を適切に行われたい。

なお、補助金に関しては、公益性・公平性等を確保した適正執行と説明責任を果たすための透明性が求められている。所管課は、平成27年5月に策定された「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき補助金チェックシートを活用し、3年ごとに補助金の検証と見直しを行い、適正な運用に努められたい。

対象団体ごとの指摘事項等は以下のとおりである。

1 書面監査

(1) 社会福祉法人 福音会 (文京白山の郷) 【福祉政策課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

(2) 文京区私立幼稚園連合会 【幼児保育課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

(3) 私立認可保育園 【幼児保育課所管】

① 社会福祉法人 あしたばの会 (たんぽぽ保育園)

② 株式会社 こどもの森 (まなびの森保育園茗荷谷、本駒込プチ・クレイシュ)

③ 社会福祉法人 三幸福社会 (こころの保育園文京西片)

④ 株式会社 WITH (保育所まあむ東大前園)

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、次の事項を除いては、おおむね良好と認められた。

○指摘事項

《対象団体》

私立保育所事業運営補助金交付要綱に基づき毎月提出が必要な「延長保育事業実施状況報告書」が提出されていなかった。要綱に則り、補助金申請等の手続きを適切に行われたい。

《所管課》

事業実施の開始、終了に当たっては、要綱等により必要とされている書類提出の確認を行い、未提出の書類等がある場合には、速やかに提出を求めるなど、補助金交付手続きを適切に行われたい。

(4) 私立認証保育所 株式会社 モニカ（モニカ茗荷谷） 【幼児保育課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

2 実地監査

(1) 文京区役所職員互助会 【職員課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

創立記念事業積立金への補助について、補助申請において提出された書類では積立事業の事業内容及び算定根拠が明確でない。補助の必要性や職員の福利厚生としての適切性の判断ができるよう、事業内容及び算定根拠を明確にし、区民から十分な理解が得られる適切な補助金執行に努められたい。また、監査対象団体については、会員からの助成金申請の際に必要な添付書類が不明確であるなど、一部経理面で不足する面がある。補助金を交付する所管課と補助金交付団体事務局を兼ねているため、適切な内部統制の体制を確保するよう十分検討されたい。

(2) 社会福祉法人 文京区社会福祉協議会 【福祉政策課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

災害ボランティアセンターは、本区に大規模災害の被害が生じた際のボランティアによる復旧復興支援活動の中核として機能するものであるから、区と密接に連携しながら必要な体制整備、スタッフの育成や日頃からの訓練を進めるとともに、関係機関、関係団体とのネットワークの強化などに取り組まれたい。

また、平成29年4月に施行された新たな社会福祉法人制度により、組織体制の強化、透明性確保、財務規律の強化等が求められており、監査対象団体においてもこれに基づいた定款変更、評議員、理事等の選任等がなされていた。今後とも適切なガバナンスや情報提供、財務規律の下、地域福祉の中心的な担い手として、区民に信頼され頼られる存在として活動の充実を図られたい。

(3) 社会福祉法人 文京槐の会 【障害福祉課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

平成28年度から5年間の事業活動の指針である「第三次中期展望」に基づき活動を展開するとともに、新たな社会福祉法人制度に対応した経営がなされ

ている。今後とも職員の適切な健康管理や研修によりサービスの質の向上を図り、利用者の意向を尊重して適切な支援に取り組まれない。また、利用者のニーズに合致した効果的な経営を行うことで、さらなる経営基盤の強化を図られたい。

(4) 社会福祉法人 復生あせび会（文京地域生活支援センターあかり）

【予防対策課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

区補助金の実績報告書に記載される事業実績の記録については、具体的な企画内容を記載する等、実施効果が分かるよう工夫されたい。

各補助対象事業について利用者とのミーティング等を通じ意向を的確に捉えることで、利用者の多様なニーズに対応した支援の強化に努め、一層効果的な事業の推進に努力されたい。

また、利用者が地域で安定した生活を継続的に送ることができるよう関係機関、地域等との連携を強化し、支援体制のさらなる充実に取り組まれない。

(5) 株式会社 テンダーラビングケアサービス

（テンダーラビング保育園千駄木） 【幼児保育課所管】

当該補助金の交付に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

平成29年4月より認可保育所を開設するための準備等の経費を補助したものであり、この補助を活用し、安全かつ衛生的な保育環境の中、園児が快適な生活を送ることができるよう、厨房、トイレ、昇降機、内装等の必要な改築等が行われていた。

今後は、本区の幼児教育・保育カリキュラムも参考に発達段階に応じた児童の健全な心身の発達を図り、併せて適切な人材の確保・育成を行うことにより十分な保育の質を確保する運営に努められたい。

なお補助金交付決定通知書に一部誤記載が見られた。所管課は、内容の確認を徹底されたい。

(6) 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

（目白台交流館、目白台第二児童館）【区民課・児童青少年課所管】

当該指定管理に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

目白台交流館については、多種多彩な企画事業により地域交流や総合センターの特色を生かした世代間交流の促進に取り組まれていることと併せて、地域住民、利用者等の視点、意見を反映する運営体制の整備に努めていることについて評価する。

目白台第二児童館については、指定管理料の執行において全体としては収支予算に対し決算額は下回っているが、運営費では収支予算額を決算額が大きく超過しており、協定書に規定するように事業計画関係書に変更を生じる場合、区と協議を行われたい。また、前年度の執行状況を踏まえた執行計画を作成し、適切な収支予算を調製するよう努力されたい。

(7) 肥後細川庭園パークアップ共同体（肥後細川庭園） 【みどり公園課所管】

当該指定管理に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

収支状況の報告資料において、内訳の記載に一部誤りが見られたため、資料作成の際には内容の確認を徹底されたい。

利用者の安全に配慮した庭園管理が行われている。また事業運営においては、周辺施設と連携した事業やボランティアガイド事業等を積極的に実施し、さらに熊本地震復興支援にも積極的に取り組まれていることを評価する。今後とも関係自治体、近隣施設とも連携し、地域の歴史の魅力を発信できる観光拠点として全国的なPRに努められたい。

(8) 公益財団法人 文京アカデミー 【アカデミー推進課所管】

当該指定管理、補助金の交付、出資に係る出納その他の事務処理及び諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね良好と認められた。

○意見・要望

響きの森文京公会堂広報紙発行については、指定管理事業に対する業務要求水準書において指定事業として位置づけられている。しかしながら、広報紙発行経費の一部は区が交付する補助金から、一部は財団の自主財源から支出されており、経費負担及び実施責任の点から、その位置づけが不明瞭になっている。所管課は、事業の位置づけを明確にし、適切な予算執行の組立について検討されたい。

また、補助金ガイドラインでは、「補助事業等に係る経費はできる限り具体的な内容を明記」とされているが、提出された実績報告書には補助事業の具体的な内容が不足している。団体においては、経費の内訳についてできる限り具体的に記載し、所管課ではこれに基づき補助金審査を適切に行うよう努められたい。

さらに、「響きの森文京公会堂20周年記念事業」特定費用準備資金の積立に

については、収支相償の例外であることから、事業の内容と規模、実施効果について十分精査し、計画的に進めるとともに、効果の高い記念事業となるよう着実に準備を進め、適切な経理を行うよう努められたい。